

ガソリンスタンドは 土壌汚染状況調査を行う必要があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）では、スタンドで使用するガソリンやバッテリー液の地下浸透のおそれに対して、土壌汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、ガソリン・バッテリーの取り扱い、タンクや配管からの漏れには十分注意し、地下浸透による土壌汚染の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

< 環境確保条例の土壌汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

ガソリンスタンド（自家用を含む）を設置している方

2 どんな時に

- （１）ガソリンスタンドを廃止するまたは建替えるとき
- （２）タンクや給油機、整備工場などを撤去・更新するとき

3 どんな物質が対象か

過去を含め、ガソリンの給油、バッテリー液の交換を行っていたスタンドで、対象となる主な物質は次のとおりです。

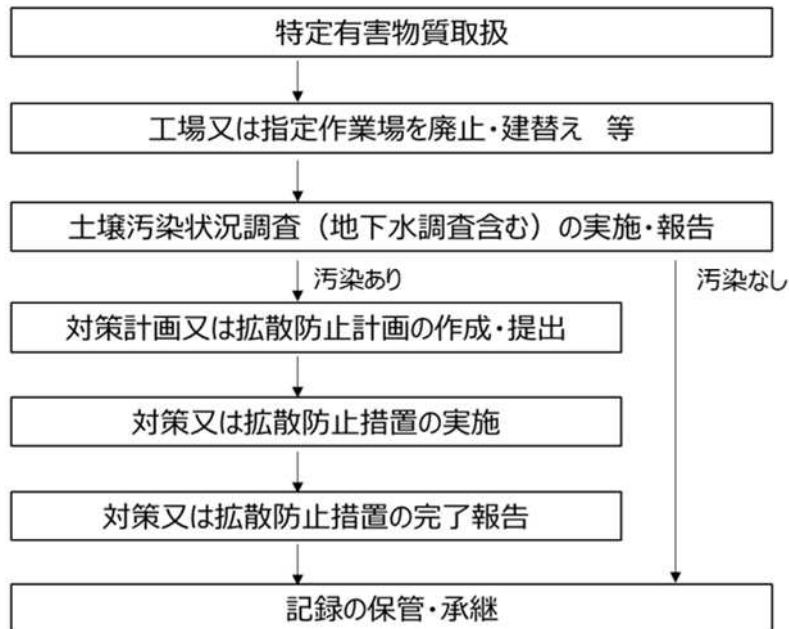
物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	設定されていません	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

注意 特定有害物質が含まれているかどうかは安全データシート（SDS）等で確認が必要です。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壌汚染状況調査・対策の流れ（概略）



- ※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査に関する義務 >

下水道法特定施設（自動式車両洗淨施設）の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じることもあります。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)